

「ポストドクター等の雇用・進路に関する調査（2024年度実績）」

記入要領

文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課人材政策推進室
文部科学省科学技術・学術政策研究所第1調査研究グループ

(1) 目的

本調査は、日本国内の大学・公的研究機関で研究に従事しているポストドクター等の人数、属性、雇用及び進路の状況等の把握により、若手研究者を取り巻く課題を分析し、今後の施策の検討に資することを目的とする。

(2) 調査対象機関

大学（短期大学を除く）、大学共同利用機関、国立試験研究機関、公設試験研究機関、研究開発法人※
※研究開発法人とは、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成二十年法律第六十三号）第二条第九項に定める法人を指す（同法別表第一）

(3) 提出期限

令和8年1月20日（火）

(4) 提出方法

調査票（Excel 形式）に必要事項を記入し、下記専用リンクから提出。

<手順>

- ① 調査票をダウンロード。※調査票は11月25日（火）にダウンロード可能となります。

【URL】 <https://www.nistep.go.jp/archives/61727>

※ダウンロードできない場合は、下記宛先まで連絡すること。

↓

- ② 必要事項を記入。

↓

- ③ 回答した調査票（Excelファイル）をアップロード。

【URL】 <https://bd621425.xdrive.jp/index.php/s/FpKkZME6GJE9Fyg>

※11/20（木）付電子メール：【依頼】「ポストドクター等の雇用・進路に関する調査（2024年度実績）」にも同URLを記載。

【留意点】

- ファイル名（調査票）は「機関コード^{（半角）} 機関名.xlsx」とする。

（例：「5678 虎ノ門研究所.xlsx」）

- 回答は必ず調査票（Excel 形式）に記入して提出すること。

※ 該当がない機関については、ポストク調査事務局「imgx.cfa.002@iftc.co.jp」からの11/25付依頼メールに返信する形で、メール本文に「担当者の所属部署、担当者名、電話番号、メールアドレス」を明記のうえ、「該当なし」と記載し連絡すること。

(5) 調査対象者

令和6年度内（令和6年4月1日～令和7年3月31日）に、各機関内に「ポストドクター等」として在籍していた者全員

※本調査における「ポストドクター等」の定義

博士の学位を取得した者又は所定の単位を修得の上博士課程を退学した者（いわゆる「満期退学者」）のうち、任期付で採用されている者で、

- ①大学や大学共同利用機関で研究業務に従事している者であって、
教授・准教授・助教・助手等の学校教育法第92条に基づく教育・研究に従事する職にない者、
又は、
- ②独立行政法人等の公的研究機関（国立試験研究機関、公的試験研究機関を含む。）において研究業務に従事している者のうち、所属する研究グループのリーダー・主任研究員等の管理的な職にない者をいう。

※詳細な定義については、別表1（「ポストドクター等」の定義に該当する者）を参照。

(6) 調査項目

1. ポストドクター等の基本情報（所属機関、性別、国籍・地域、生年、博士課程修了年度、博士号の有無）
2. ポストドクター等の採用前の状況（採用前の職業等、所属、所在）
3. ポストドクター等の研究状況（分野、在籍研究室の企業との共同・受託研究の実績）
4. ポストドクター等の雇用状況（主な雇用財源、月額給与水準、機関負担の社会保険加入状況、所属開始年、任期の長さ、契約可能な最長期間）
5. ポストドクター等の令和7年4月1日時点での在籍状況
6. ポストドクター等の累積経験年数（令和7年4月1日時点）
7. ポストドクター等の累積経験機関数（令和7年4月1日時点）
8. ポストドクター等の転出・異動後の状況（転出・異動後の職業等、所属、所在、任期、詳細）
9. その他

※なお、調査項目によっては、各研究部門・研究室等にも調査票を照会の上、必要事項を記入すること。

※ポストドクター等が在籍している研究室・研究グループを、以下「在籍研究室」と呼ぶ。「在籍研究室」は、各機関における研究室又は研究グループの最小単位を指す。

(7) 結果の取扱

各機関の回答については、株式会社イマージュにおいて取りまとめた後、文部科学省科学技術・学術政策研究所において分析を実施し、報告書として公表することを予定。

<本件連絡先>

ポストドクター等の雇用・進路に関する調査事務局（株式会社イマージュ内）
担当：佐藤、横瀬

電 話：03-3360-7448（直通）（平日：9:30～17:30 ※12:00～13:00を除く）
E-mail：imgx.cfa.002@iftc.co.jp

【記入上の注意】

- 所属するポストドクター等1人に対して、1行で回答すること。
重複計上しないよう留意すること。
- 調査票（Excel 形式）で、プルダウンを使用して記入すること。
なお、一部の調査項目は直接記入すること（2. 3. 4. 8. 14. 22. 24. ）。
- 入力行が不足している場合は、追加の上回答すること。その際、追加した行について、数式やプルダウンが反映されているか確認すること。
- 「【整理用】氏名等」及び「【整理用】学部・研究科・部署の名称」の欄については、必要に応じて各研究室への問合せの際、整理・確認用に利用されたい。なお、提出時には、当該列に記載したデータを削除すること。

「ポストドクター等の基本情報」について

1. 「性別」欄：コード表の「性別」から、該当するコード番号を選択すること。
2. 「国籍・地域」欄：コード表の「国籍・地域」から、該当するコード番号を選択すること。該当する国名が見当たらない場合は、コード番号81を選択後、右隣のセルに直接、国名を記入すること。
3. 「生年」欄：生年（西暦）を数字で回答すること。
4. 「博士課程修了年度」欄：博士号を取得した年度（もしくは博士課程を満期退学した年度）の西暦を、数字で回答すること。
5. 「博士号の有無」欄：コード表の「博士号の有無」から、該当するコード番号を選択すること。

「ポストドクター等の採用前の状況」について

6. 「採用前の職業等」欄：ポストドクター等として所属機関に採用される前の所属機関における職業等について、コード表の「採用前の職業等」から、該当するコード番号を選択すること。
7. 「所属」欄：ポストドクター等として所属機関に採用される前の所属機関について、コード表の「所属」から、該当するコード番号を選択すること。
8. 「所在」欄：ポストドクター等として所属機関に採用される前の実際の勤務先（無所属については居住先）がどの国にあるのかについて、コード表の「所在」から、該当するコード番号を選択すること。該当がない場合は、コード番号81を選択後、右隣のセルに直接、国名を記入すること。

「ポストドクター等の研究・雇用状況」について

9. 「分野」欄：ポストドクター等（又は在籍研究室）の主たる研究分野について、コード表の「分野」から、該当するコード番号を選択すること。
10. 「在籍研究室の企業との共同・受託研究の実績」欄：令和6年度における在籍研究室の企業との共同・受託研究実績の有無について、コード表の「在籍研究室の企業との共同・受託研究の実績」から、該当するコード番号を選択すること。
11. 「主な雇用財源」欄：令和6年度のポストドクター等としての主な雇用財源について、コード表の「主な雇用財源」から、該当するコード番号を選択すること。なお、複数財源による雇用で、主要な財源が判別できない場合は、「19 その他（主な雇用財源が判別できない）」を選択すること。雇用財源の詳細については、別表2（「雇用財源」の種別）を参照。

なお、日本学術振興会特別研究員について、「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」により受入研究機関にて雇用している者であっても、主な雇用財源としては「日本学術振興会特別研究

員」を選択すること。

12. 「月額給与水準」欄：月額の給与水準について、ポストドクター等と雇用関係がある場合は、コード表の「月額給与水準」から、該当するコード番号（1～15）を選択すること。雇用関係がない場合は、「16 機関からの給与なし」を選択すること。
13. 「機関負担の社会保険加入状況」欄：機関負担の社会保険（厚生年金、健康保険）加入状況について、コード表の「機関負担の社会保険（厚生年金、健康保険）加入状況」から、該当するコード番号を選択すること。配偶者の被扶養者として厚生年金に加入している者や、国民年金・国民健康保険に加入している者等、機関において保険料を負担していない場合は、「2 負担していない」を選択すること。

※ポストドクター等が、令和6年度内に複数の異なる研究室（同一機関）に在籍していた場合は、令和6年度中に最も長く在籍した研究室について、9.「分野」、10.「在籍研究室の企業との共同・受託研究の実績」、11.「主な雇用財源」、13.「機関負担の社会保険加入状況」を回答すること。令和6年度内に最も長く在籍した研究室が複数存在する場合は、そのうち直近の研究室について回答すること。

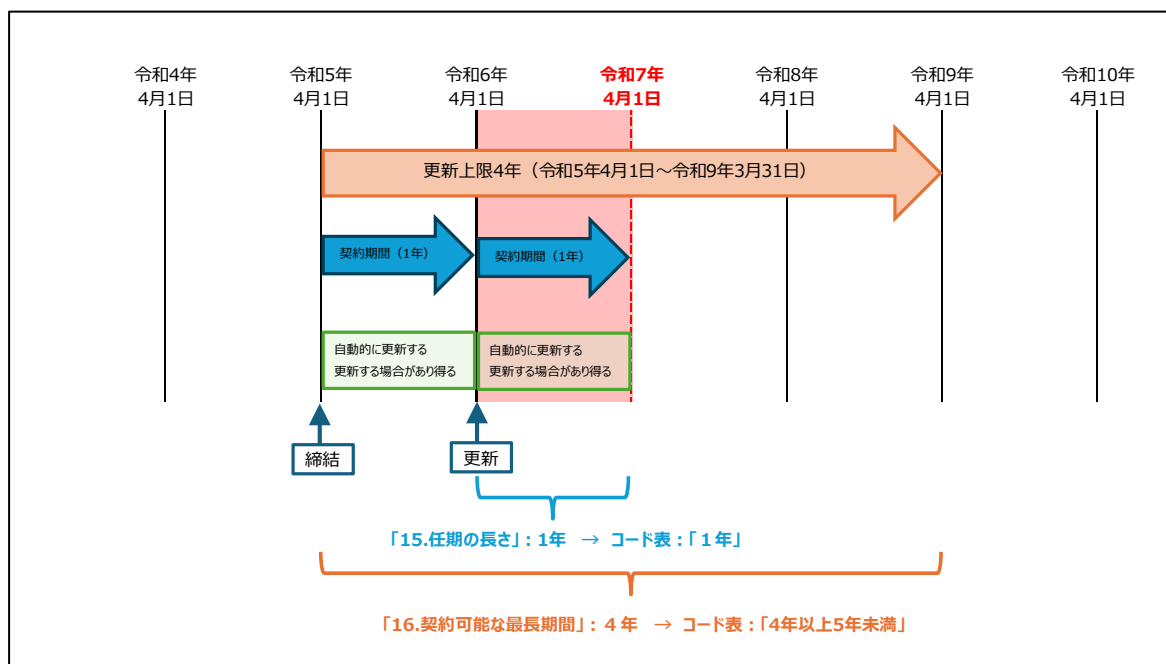
14. 「所属開始年」欄：ポストドクター等として在籍機関に所属を開始した年の西暦を、数字で回答すること。
15. 「任期の長さ」欄：令和6年度のポストドクター等としての主な雇用財源による雇用契約の期間の長さについて、コード表の「任期の長さ」から、該当するコード番号を選択すること。
16. 「契約可能な最長期間」欄：15.「任期の長さ」において回答した契約を含む通算契約期間について、ポストドクター等と最初の契約を締結した時点から最大限に更新又は延長する場合の最後の契約期間が満了する時点までの期間の長さを、コード表の「契約可能な最長期間」から、該当するコード番号を選択すること。なお、令和7年4月1日以降に契約を更新又は延長しないことが明らかになった場合は考慮しないこと。

※15.「任期の長さ」、16.「契約可能な最長期間」について、雇用関係がない場合は、「13 雇用関係なし」を選択すること。複数の財源による雇用のため、11.「主な雇用財源」において「19 その他（主な雇用財源が判別できない）」を選択した場合であっても、15.「任期の長さ」、16.「契約可能な最長期間」について、該当する期間の長さが明らかでない場合には、コード表から該当するコード番号を選択すること。※16.「契約可能な最長期間」について定めていない場合には、コード表の「12 10年以上」を選択すること。

[参考]

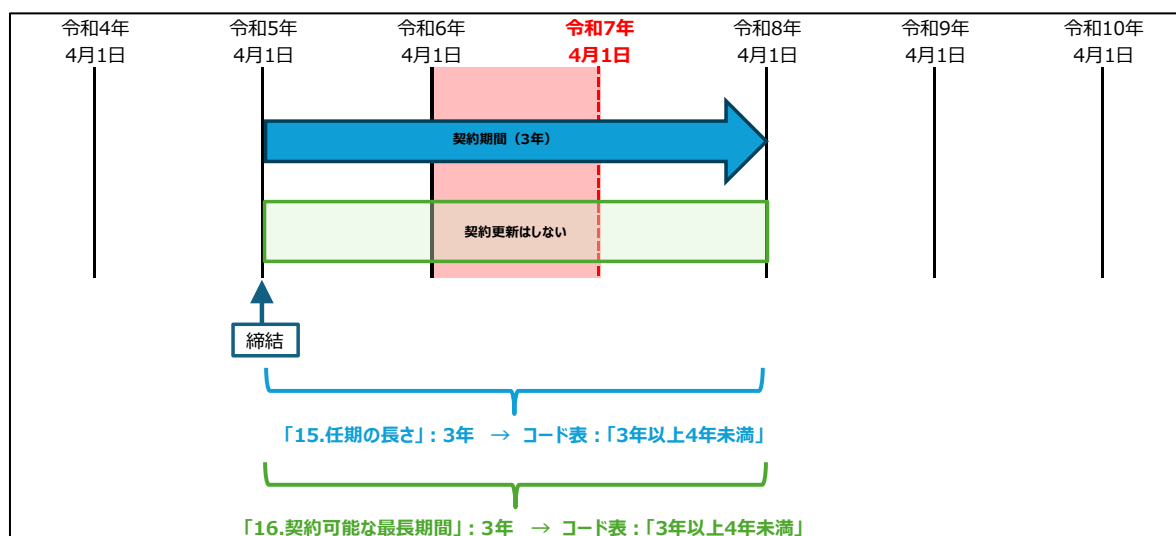
① 契約更新が可能な期間の上限が定められている場合

当該ポストドクター等と、令和5年4月1日に契約期間1年間、更新上限4年間で、自動的に更新する又は更新する場合があります。この場合、コード表から「任期の長さ」は「1年」、「契約可能な最長期間」は「4年以上5年未満」を選択する。



② 契約更新はしない契約内容である場合

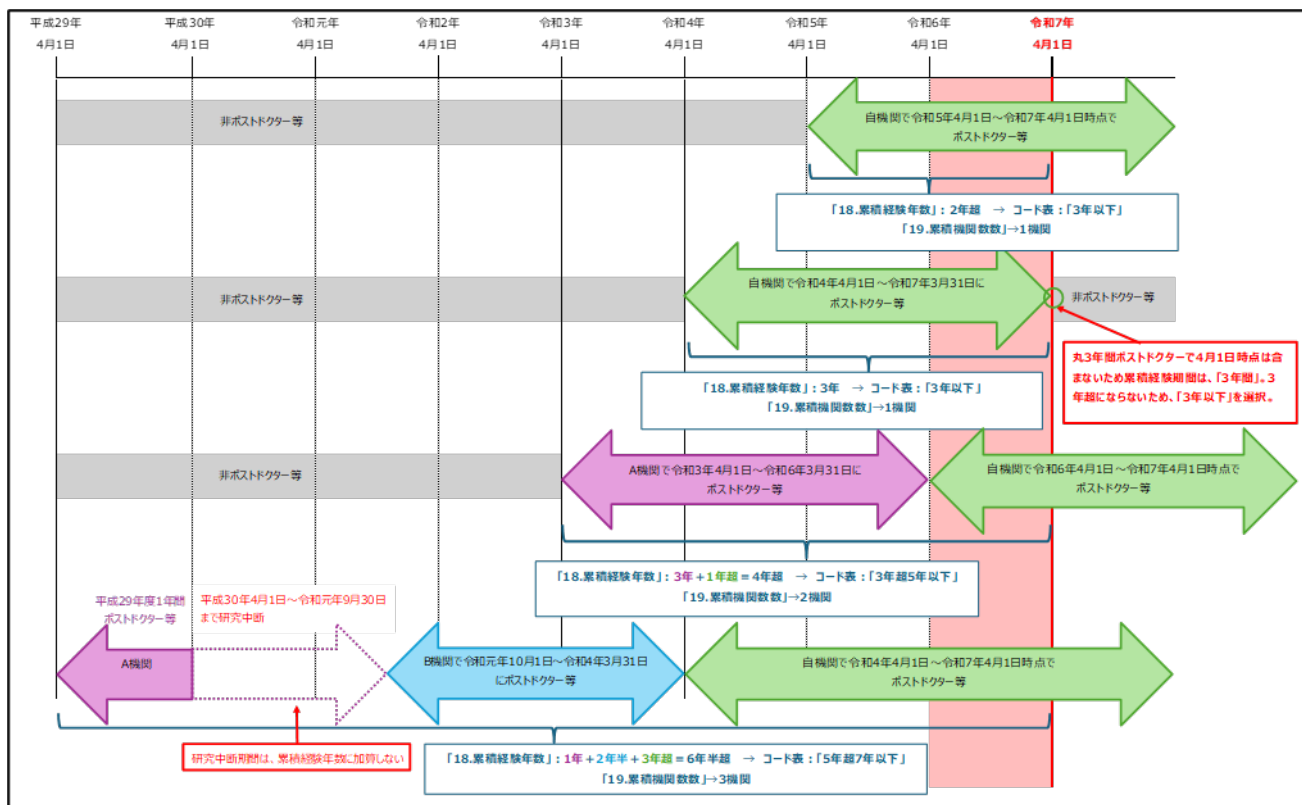
当該ポストドクター等と、令和5年4月1日に契約期間3年間で、契約更新はしない契約を締結している場合には、コード表から「任期の長さ」は「3年以上4年未満」、「契約可能な最長期間」は「3年以上4年未満」を選択する。



17. 「在籍状況」欄：令和7年4月1日時点における在籍状況について、コード表の「在籍状況」から、該当するコード番号を選択すること。令和7年4月1日以降もポストドクター等として在籍研究室に継続して在籍している場合は、「1 変更なし」を選択し、当該機関の異なる研究室、又は同一研究室であっても、異なる財源でポストドクター等として引き続き在籍している場合には、「2 同一機関内でポストドクター等として雇用財源・研究室を変更」を選択すること。なお、令和7年4月1日時点で、当該機関でポストドクター等以外の職階・職種（大学教員又は研究職以外の職種等）に就いた者、当該機関を転出した者については、それぞれ、「3 同一機関内で職階・職種を変更」、「4 当該機関を転出」を選択すること。

「ポストドクター等の経験」について

18. 「ポストドクター等の累積経験年数」欄：令和7年4月1日時点におけるポストドクターとしての累積経験年数について、コード表の「ポストドクター等の累積経験年数」から、該当するコードを選択すること。なお、出産・育児・介護等による研究中断期間や企業での就職時期など、ポストドクター等に該当しない期間がある場合には、その期間を除いた期間で回答すること。（必ずしも連続した期間のみを回答するものではない）。なお、令和7年4月1日時点でポストドクター等である場合には、当該日を1日として計算すること。例えば、令和4年4月1日から令和7年3月31日までポストドクター等であり、令和7年4月1日時点ではポストドクター等に該当しない場合には、累積経験年数としては3年間となり、当該コードには「3年以下」を選択すること。仮に、引き続き令和7年4月1日時点でポストドクター等に該当する場合には、累積経験年数は3年間と1日となるため、当該コードは「3年超5年以下」を選択することとなる。
19. 「ポストドクター等の累積経験機関数」欄：令和7年4月1日時点におけるポストドクター等としての累積経験機関数について、コード表の「ポストドクター等の累積経験機関数」から、該当するコードを選択すること。



以下の「ポストドクター等の転出・異動後の状況」（20.「転出・異動後の職業等」から24.「詳細」）は、**17.「在籍状況」が「3 同一機関内で職階・職種を変更（ポストドクター等以外の職）」又は「4 当該機関を転出」の場合のみ記入**し、それ以外の回答の場合には、空欄とすること。

また、「転出・異動後」の所属が複数ある場合には、主要なもの1つについて、20.「転出・異動後の職業等」から24.「詳細」を回答すること。

「ポストドクター等の転出・異動後の状況」について

- 20.「転出・異動後の職業等」欄：コード表の「転出・異動後の職業等」から、最も当てはまるものを1つ選択すること。なお、大学教員や研究員等の肩書であっても、実際の業務が教育研究以外の「産学連携コーディネーター」や「リサーチ・アドミニストレーター」に該当する場合は、「43 産学連携コーディネーター」、「44 リサーチ・アドミニストレーター」を選択し、24.「詳細」欄に職階等の詳しい情報を記述すること。
- 21.「所属」欄：コード表の「所属」から、該当するコード番号を選択すること。
- 22.「所在」欄：実際の勤務先（無所属については居住先）がどの国にあるのかを、コード表の「所在」から、該当するコード番号を選択すること。該当する国名が見当たらない場合には、コード番号81を選択後、右隣のセルに直接、国名を記入すること。
- 23.「任期」欄：任期の有無について、コード表の「任期」から、該当するコード番号を選択すること。なお、任期ありの場合は、テニュアトラックポストかどうかを選択すること。
- ※テニュアトラック：大学等において、公正で透明性の高い選抜により採用された若手研究者が審査を経てより安定的な職を得る前に、任期付の雇用形態で自立した研究者として経験を積むことができる仕組み。
- 24.「詳細」欄には、わかる範囲で、以下のように詳細を記入すること。
- （ア） 職業等がわかる場合には、その詳細（「特任助教（テニュアトラック）」、「リサーチ・アドミニストレーター」、「弁理士」、「博物館学芸員」、「サイエンスライター」、「バイオベンチャー起業」等）
 - （イ） 民間企業等に就職した場合には、その機関名、業種等の詳細（「株式会社△△」、「化学工業」等）
 - （ウ） 「無職」の場合は、その内容（「就職活動中」、「病気療養」等）

※調査票AC、AD列の「【整理用】氏名等」及び「【整理用】学部・研究科・部署の名称」欄は、必要に応じて各研究室への問合せ、整理・確認用として利用し、提出時には「【整理用】氏名等」及び「【整理用】学部・研究科・部署の名称」の内容を消去すること。

「ポストドクター等在籍者総数（2024年度）実績」について

調査票の左上部（K6セル）にある「ポストドクター等在籍者総数（2024年度）実績」欄：各機関における本調査の「ポストドクター等」の定義に該当する対象者の総数が関数による自動計算にて表示されるが、齟齬がないか確認すること。

「連絡先」について

集計に当たって、各機関からの回答内容について確認する場合があるため、調査票の右上部にある「連絡先」欄に、機関コード、学校コード、機関名、担当者の所属部署、担当者名（ふりがな）、電話番号、メールアドレスを記入すること。なお、本調査では、機関コードとして4桁の番号を調査対象機関に付与しているところ。

機関コードは、調査票ダウンロード用ページ（<https://www.nistep.go.jp/archives/61727>）の「機関コード一覧」を確認すること。

また、文部科学省では全国の学校にそれぞれ唯一の「学校コード」を設定している。大学におかれては、文部科学省のウェブサイト（https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/mext_01087.html）に掲載されているF1から始まる13桁のコードを記入すること。

【別表1】「ポストドクター等」の定義に該当する者

1. 本調査における「ポストドクター等」の定義と対象者

博士の学位を取得した者又は所定の単位を修得の上博士課程を退学した者（いわゆる「満期退学者」）のうち、任期付で採用されている者で、①大学や大学共同利用機関で研究業務に従事している者であって、教授・准教授・助教・助手等の学校教育法第92条に基づく教育・研究に従事する職にない者、又は、②独立行政法人等の公的研究機関（国立試験研究機関、公設試験研究機関を含む。）において研究業務に従事している者のうち、所属する研究グループのリーダー・主任研究員等の管理的な職にない者をいう。

なお、「大学等の研究機関」とは国公立大学（短期大学を除く）及び大学共同利用機関を指し、「独立行政法人等の研究機関」とは「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成二十年法律第六十三号）第二条第九項に定める研究開発法人※、国立試験研究機関及び公設試験研究機関（地方公共団体が設置する研究所）を指すものとする。

※研究開発法人とは、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成二十年法律第六十三号）第二条第九項に定める以下の法人を指す（同法別表第一）。

（別表第一）

国立研究開発法人日本医療研究開発機構	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人情報通信研究機構	国立研究開発法人国立成育医療研究センター
独立行政法人酒類総合研究所	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合技術研究機構
独立行政法人国立科学博物館	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
国立研究開発法人物質・材料研究機構	国立研究開発法人森林研究・整備機構
国立研究開発法人防災科学技術研究所	国立研究開発法人水産研究・教育機構
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	独立行政法人経済産業研究所
国立研究開発法人科学技術振興機構	国立研究開発法人産業技術総合研究所
独立行政法人日本学術振興会	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
国立研究開発法人理化学研究所	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	国立研究開発法人土木研究所
国立研究開発法人海洋研究開発機構	国立研究開発法人建築研究所
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
独立行政法人労働者健康安全機構	独立行政法人自動車技術総合機構
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	国立研究開発法人国立環境研究所
国立研究開発法人国立がん研究センター	独立行政法人環境再生保全機構
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	国立健康危機管理研究機構（※）

*なお、本調査は令和6（2024）年度実績を対象としているため、令和7（2025）年4月に発足した国立健康危機管理研究機構については、統合前の国立研究開発法人国立国際医療研究センター及び国立感染症研究所の各機関について回答するものとする。

「ポストドクター等」の定義に当てはまる場合であっても、以下に該当する者は除外すること。

①「ポストドクター等」のうち、令和6年度の雇用期間の合計が2ヶ月未満の者

(例1) 令和6年4月15日～令和6年5月30日の者

→雇用期間が1ヶ月16日のため対象外。

(例2) 令和6年3月1日～令和6年5月15日の者

→令和5年度は1ヶ月、令和6年度は1ヶ月15日のため対象外。

②競争的資金を獲得した研究者本人及び研究分担者

(注) 科学研究費補助金の特別研究員奨励費を獲得している特別研究員本人は別表2の「日本学術振興会特別研究員」に該当。

③当該機関における研究業務以外に他の機関に常勤の本務を持つ者

(例) 民間等共同研究員・受託研究員、戦略的創造研究推進事業により科学技術振興機構と雇用関係にある者等

④当該研究業務に直接携わらない職員

(例) 事務局本部の職員、附属病院の医師・薬剤師、警備員等

2. 「ポストドクター等」に該当する者・該当しない者の例示リスト

本調査の「ポストドクター等」の定義に該当する事例及びしない事例は、それぞれ下表に示した通りである。調査対象者の把握に当たって、前述の定義と併せて、参照いただきたい。

○該当する者の例	×該当しない者の例
○博士の学位を取得後、競争的資金を獲得した機関・研究者により一定期間給与を支払われながら研究を継続している者	×博士号取得者（満期退学者を含む）ではない者（職名、雇用形態等がポストドクター等と同じであっても対象外）
○博士の学位を取得後、当該機関において内規等の受け入れ規定に基づき研究を継続しているものの、給与等の支給を受けていない者	×博士号を取得後、何れかの研究機関に所属しているが、研究活動本体ではなく事務補助や技術的支援等を本務とするもの
○日本学術振興会特別研究員（PD、CPD、RPD）、日本学術振興会外国人特別研究員	×競争的資金等の外部資金により雇用される特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教、特任助手
○博士の学位を取得後、戦略的創造研究推進事業について委託された額の範囲内で研究員として当該機関に雇用されている者	×独立行政法人等が、運営費交付金や自主財源により雇用しているグループリーダー、主任研究員等の研究者（常勤・非常勤、任期の有無にかかわらず対象外）
	×国立大学が運営費交付金や授業料収入等で雇用している任期付の教授、准教授、講師、助教、助手（常勤・非常勤、任期の有無にかかわらず対象外）

【別表2】「雇用財源」の種別

競争的研究費(直接経費)	
内閣府関連の競争的研究費	1
総務省関連の競争的研究費	2
文部科学省関連の競争的研究費	
科学研究費助成事業【JSPS】	3
戦略的創造研究推進事業【JST、AMED】	4
その他の文部科学省関連の競争的研究費	5
厚生労働省関連の競争的研究費	6
農林水産省関連の競争的研究費	7
経済産業省関連の競争的研究費	8
国土交通省関連の競争的研究費	9
環境省関連の競争的研究費	10
防衛省関連の競争的研究費	11
競争的研究費以外の外部資金	
政府からの外部資金	12
政府以外からの外部資金(民間企業・財団等)	13
運営費交付金、私学助成、その他の自主財源	14
間接経費	15
フェローシップ等	
日本学術振興会特別研究員	16
日本学術振興会外国人特別研究員	17
その他のフェローシップ等	18
その他(主な雇用財源が判別できない)	19

- (1) 「3 科学研究費助成事業」について、研究代表者と研究分担者の所属機関が異なる場合において、研究分担者が支援している者については、研究代表者機関が分担者（の機関）に確認の上とりまとめること。
- (2) 「4 戦略的創造研究推進事業」等大学等へ委託の上実施されているものについては、委託された大学等において取りまとめること。科学技術振興機構と雇用関係にある者については、科学技術振興機構において人数を計上すること。各大学・研究機関においては重複計上しないようにすること。
- (3) 「14 運営費交付金、私学助成、その他の自主財源」の「その他の自主財源」には、学納金、寄付金、事業収入等が含まれる。

- (4) 「フェローシップ等」については、記入要領に定める「ポストドクター等」に該当している者のうち、1～15に該当しない者（給与等が支給されていない者）であるが、1～15 に該当する者と同様に研究活動に従事しており、研究機関内の規定等により受け入れられている場合を指す。
- (5) 「18 その他のフェローシップ等」については、日本学術振興会特別研究員以外のフェローシップ等、個人的に獲得した資金を元に、当該研究機関において研究をしている者について記載すること。